

(独立行政法人教員研修センター委嘱事業)

教員研修モデルカリキュラム開発プログラム

報 告 書

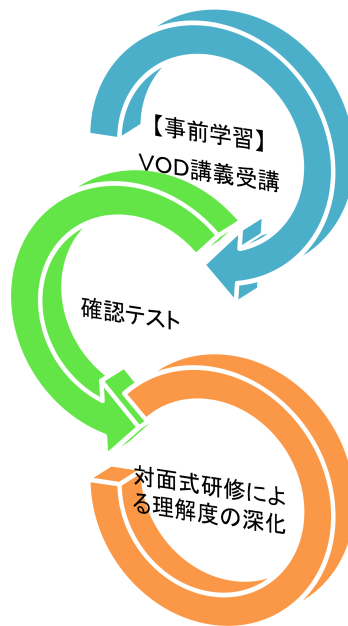
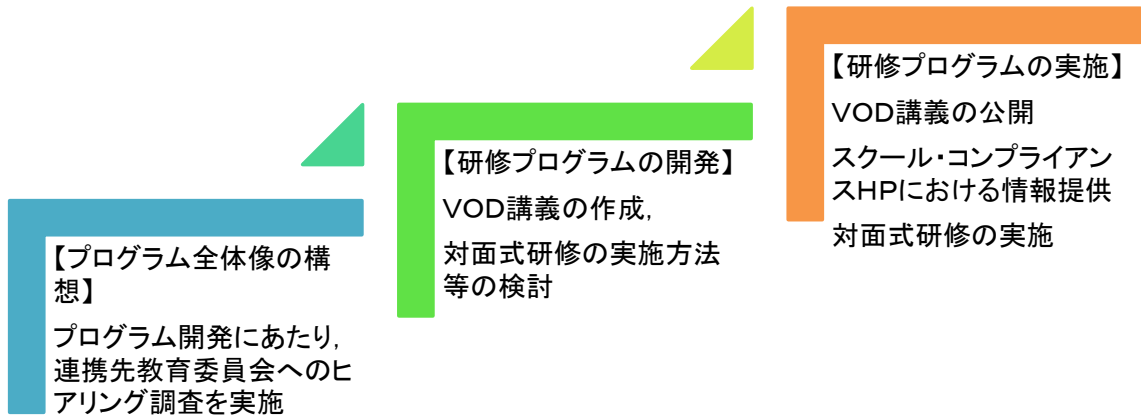
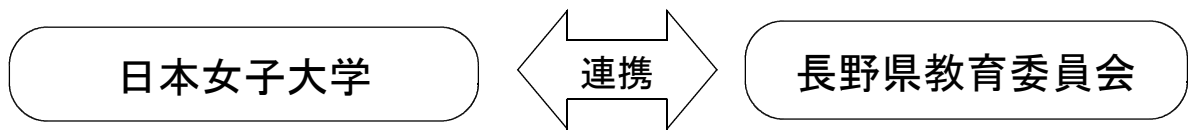
プログラム名	ミドルリーダーのためのリーガルマインド研修プログラムの開発
プログラムの特徴	本プログラム開発では、ミドルリーダー（教員歴 10～20 年程度）を対象とし、教員に求められる必須の危機管理能力、リーガルマインドに内容を絞り、新たな研修システムを開発、構築することを目的としている。大量の若手教員と少数の中堅教員、ベテラン教員という構図の中で、少数の中堅教員のコンプライアンス意識を高め、いわゆるミドルリーダーとしての力量を発揮していくことが、学校運営上、今後ますます重要性を占めていく。この状況に鑑み、インターネット、ICT (information and communication technology) を活用した VOD 講義とワークショップ型の対面式研修を有機的に組み合わせ、これまでの Off JT 研修では、配当時間等の関係で限界が存在した「実践的な危機管理能力、リーガルマインドを総合した研修」を可能にしようとする点にその特徴が存在している。

平成 26 年 3 月

日本女子大学

長野県教育委員会

<プログラムの全体概要>



平成 25 年度 教員研修モデルカリキュラム開発プログラム 報告書

I 開発の目的・方法・組織

1.開発の目的

公立学校では、スクールリーダーとして学校経営を支えてきた団塊の世代が退職期を迎えている。これに伴い、新規採用者、講師等、学校組織に占める若手教職員の割合が飛躍的に増加しつつある。この状況が、学校運営において、大きな変化をもたらしている。

特に、全体的に少ない割合になっている中堅教員（ミドルリーダー）の存在が、学校運営にとって重要な位置を占めるようになりつつある。自ら責任のある校務分掌につき、若手教員を引っ張っていくことの出来るミドルリーダーが学校にいるか否かで、その学校運営に大きな違いが生じると言っても過言ではない。特に、若手教員の急増に伴い、ミドルリーダーが、多くの若手教員を児童・生徒、保護者や地域住民から信頼される教員に育てることが出来るかが、今後の教育界に大きな影響を及ぼすと考えられる。したがって、ミドルリーダー自身がまず、児童・生徒、その保護者や地域住民から信頼される教員となるよう、コンプライアンス意識を向上させ、社会通念的に妥当と判断されるような対応をとることができるようになる必要があるといえる。しかし、ミドルリーダーに対して、この点を意識したピンポイントの研修が確実に実施されているとは言い難い状況にある。

本プログラム開発に関連して、平成 24 年度には、教員の組織構成の変化を鑑み、初任者から 5 年程度の若手教員を対象として、教員としての「心構え」を指導することを目的に、研修プログラムを展開した。しかし、ワークショップ等に参加したのは、若手教員が中心ではあったものの、ミドルリーダークラスの教員からの参加希望も多数見受けられた。その理由は、若手教員に指導するために必要とする知識を得たいというものであり、ミドルリーダーを対象としたコンプライアンス研修が必要に迫られていることが明らかとなった。

従来、教員の資質能力の向上に貢献してきた教育実践の中で展開される OJT（on the job training）的手法による研修は、近年では成立し難くなっている。大量の若手教員と少数の中堅教員、ベテラン教員という組織構成、学校現場の多忙化、また価値観の多様化がもたらす若手教員の気質の変化は、先輩教員から若手教員へと受け継がれてきた「心構え」の伝承を機能不全に陥らせつつあることを見落としてはならない。その意味においても、ミドルリーダーが若手教員をリードすることが出来るか否かが今後の教育現場でますます重要になるといえる。

上記の認識の下、本プログラム開発では、教職経験 10～20 年程度のミドルリーダー（中堅教員）を対象とし、教員に求められる必須の危機管理能力、必須のリーガルマインドに内容を絞り、新たな研修システムを開発、構築することを目的とした。ミドルリーダー自身がまず、児童・生徒、その保護者や地域住民から信頼される教員となるよう、コンプラ

イアンス意識を向上させることが重要である点に鑑み、インターネット、ICT（information and communication technology）を活用した VOD 講義を提供し、自学自習型の研修を中心に据える点に、その特徴が存在している。

2.開発の方法

本プログラム開発のプロジェクトメンバーは、数年間にわたって、長野県総合教育センターが実施する新任教頭研修、初任者研修、10 年経験者研修、生徒指導研修等に講師として出講している。そのため、初任者から、中堅、そして管理職に至る全ての層の状況を一定程度把握しており、本プログラム開発にあたって、長野県教育委員会との問題意識の共有に関する練度は高いといえる。また、日本女子大学及びプロジェクトメンバーが主催する教職員向けワークショップ、シンポジウム等に対して長野県総合教育センターの所属職員が積極的に参加しており、本プログラム開発にあたっての問題意識の共有、課題の抽出は双方向的なものとなっている。したがって、相互理解の下でスムーズな連携を図ることが可能であった。

以下では、開発の方法について、3 点を提示する。

(1) 中堅教員のリスクマネジメントに関する意識及び教育委員会のニーズの把握

中堅教員のリスクマネジメントに関する意識や、教育委員会が直面している問題点、課題等を把握し、研修プログラムの開発に活かすため、長野県総合教育センターの担当者及び長野県立高等学校の校長にヒアリング調査を行い、情報収集・実態把握に努めた。ヒアリング調査を含む、連携先等との協議会（打合せ）の実施状況は以下に示す通りである。

<連携先との協議会（打合せ）の実施状況>

・平成 25 年 5 月：長野県総合教育センター企画調査部・教科教育部 小松寅雄部長，長野県総合教育センター企画調査部 三ツ井邦仁専門主事と、「ミドルリーダーのためのリーガルマインド研修プログラムの開発」に関する日程調整・打ち合わせを実施した（於：長野県総合教育センター）。

・平成 25 年 8 月①：長野県塩尻志学館高等学校 古澤繁喜校長と面談し、長野県におけるミドルリーダーに必要となるリーガルマインドに関する意見や、研修の実施状況等について情報収集・意見交換を行った（於：塩尻市文化会館レザンホール）。

・平成 25 年 8 月②：長野県総合教育センター企画調査部 小平紀文専門主事と、教材の作成，研修日程，研修の案内配布方法に関する調整・打ち合わせを行った（於：長野県総合教育センター）。

・平成 25 年 8 月③：長野県総合教育センター企画調査部 三ツ井邦仁専門主事と，研修内容に関する打ち合わせを実施した（於：長野県総合教育センター）。

・平成 26 年 2 月：長野県総合教育センター企画調査部 三ツ井邦仁専門主事と研修の事後評価に関する打ち合わせを実施した（於：長野県総合教育センター）。

<講師との協議会（打合せ）の実施状況>

・平成 25 年 6 月：弁護士法人リレーション 川義郎弁護士，淑徳大学 黒川雅子准教授，東京女学館大学 山田知代専任講師と，教材の作成に関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 7 月：弁護士法人リレーション 川義郎弁護士，淑徳大学 黒川雅子准教授，東京女学館大学 山田知代専任講師と，教材の作成に関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 9 月：弁護士法人リレーション 川義郎弁護士，淑徳大学 黒川雅子准教授，東京女学館大学 山田知代専任講師と，教材の作成及び対面式研修の進め方・内容について打ち合わせを行った（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 11 月：新和総合法律事務所 藤井智子弁護士と，教材の作成及び対面式研修の進め方・内容について打ち合わせを行った（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 12 月：新和総合法律事務所 藤井智子弁護士と，研修の事後評価に関する打ち合わせを行った（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 12 月：天野今井法律事務所 中野敬子弁護士と，研修の事後評価に関する打ち合わせを行った（於：日本女子大学）。

・平成 26 年 2 月：新和総合法律事務所 藤井智子弁護士と，報告書作成のための打ち合わせを行った（於：日本女子大学）。

<業者との協議会（打合せ）の実施状況>

・平成 25 年 5 月①：株式会社「空」と新たなウェブサイトコンテンツの構築及び VOD コンテンツに関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 5 月②：株式会社「空」とウェブサイトコンテンツの構築及び VOD コンテンツに関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 6 月：株式会社「空」とウェブサイトコンテンツの構築及び VOD コンテンツに関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 6 月：第一資料印刷株式会社と啓発用パンフレットの作成に関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 8 月①：株式会社「空」とウェブサイトコンテンツの構築及び VOD コンテンツに関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

・平成 25 年 8 月②：株式会社「空」とウェブサイトコンテンツの構築及び VOD コンテンツに関する打ち合わせを実施した（於：日本女子大学）。

(2) 教材用映像コンテンツの作成

連携先である長野県教育委員会において実施した、教職員のリーガル・マインド意識に関するヒアリング調査をベースに、教材用映像コンテンツの作成に向けたビデオ撮影を行い、一本 15 分程度の VOD コンテンツを 3 本作成した。具体的な内容としては、①体罰問題 2013，②学校安全とコンプライアンス，③いじめ問題の動向 2013 である。

開発した教材用映像コンテンツは、インターネットを通じて公開し、多忙な教職員の自由な学習をサポートした。また、VOD コンテンツの視聴を、対面式研修受講の前提条件とし、限られた時間内で高い学習効果が得られるよう、VOD 講義と対面式研修の内容に相互関連性をもたせることに留意した。

※平成 25 年 9 月よりインターネットによる配信開始

【内容・講師】

VOD 講義Ⅰ「体罰問題 2013」 講師：坂田仰（日本女子大学・教授）

VOD 講義Ⅱ「学校安全とコンプライアンス」 講師：黒川雅子（淑徳大学・准教授）

VOD 講義Ⅲ「いじめ問題の動向 2013」 講師：山田知代（東京女学館大学・専任講師）

(3) 教育裁判に関する情報提供

学校を舞台とするトラブル・紛争は、近年増加の一途を辿っている。この紛争が、司法の場へと持ち込まれる場面も決して少なくない。日々の教育実践に当たる教員には、こうしたトラブル・紛争に適切に対処していくための法的素養を身に付け、リスクマネジメント能力を高めていくことが求められている。

そこで、「教育裁判データベース」を構築・活用することにより、体罰、学校安全、いじめ等の裁判例をはじめとして、リスクマネジメント能力を高める上で有用な判例の更新を行った。当サイトは、教職員による研修の事前・事後学習の場としてだけでなく、研修の修了者が校内研修や啓発活動を行う際のツールとしても広く活用できることを想定した。

3.開発組織

大学全体の取り組みとして本プログラムを位置づけ、機動的かつ効率的運営を目指して教学サイドと事務サイドの融合を図った。具体的には、セクションの壁を越えた推進体制を構築することを基本として、組織体制の整備を行った。

※開発組織は、平成 25 年 6 月 1 日現在

No	所属・職名	氏名	担当・役割	備考
	日本女子大学・教授	坂田 仰	カリキュラム開発プログラムプロジェクトリーダー	
	長野県総合教育センター・部長	小松 寅雄	連携先教育委員会担当：代表	
	長野県総合教育センター・部長	大井 基成	連携先教育委員会担当：研修実施調整・カリキュラム開発	
	長野県総合教育センター・専門主事	三ツ井 邦仁	連携先教育委員会担当：カリキュラム開発・研修実施調整	
	長野県総合教育センター・専門主事	小平 紀文	連携先教育委員会担当：研修実施調整	
	日本女子大学・教授	峰村 勝弘	VODコンテンツ開発，評価結果の解析	
	日本女子大学・名誉教授	久保 淑子	VODコンテンツ開発，評価結果の解析	
	日本女子大学・助手	赤池 由紀子	VODコンテンツ開発，評価結果の解析	
	淑徳大学・准教授 (日本女子大学大学院・非常勤講師)	黒川 雅子	カリキュラム開発，研修講座講師	
	東京女学館大学・専任講師	山田 知代	カリキュラム開発，研修講座講師	
	弁護士法人リレーション・弁護士	川 義郎	外部委員：カリキュラム開発・指導／評価	

天野今井法律事務所 ・弁護士	中野 敬子	外部委員：カリキュラム開発・ 指導／評価	
新和綜合法律事務所 ・弁護士	藤井 智子	外部委員：カリキュラム開発・ 指導／評価	
筑波アカデミア法律事務 所・弁護士	山口 卓男	外部委員：カリキュラム開発	

II 開発の実際とその成果

1. 映像コンテンツにおける VOD 講義

(1) 研修の背景やねらい

教育実践に関するアカウントビリティ（説明責任）を果たすという観点から、教職員がリーガル・マインド(法的素養)を備えておくことが求められる場面が増えている。しかしながら、教員は、近年、多忙化を極め、日常的に研鑽を積む時間をまとめて見直すことは非常に難しい状況にある。こうした状況を受けて、危機管理能力及びリーガル・マインドの向上に関わる体系的な学習の一環として、VOD 講義を開発し、「スクール・コンプライアンス研修プログラム」サイトにおいて公開した。

今回、開発・撮影した VOD 講義は、「体罰問題 2013」（講師：日本女子大学 坂田仰教授）、「学校安全とコンプライアンス」（講師：淑徳大学 黒川雅子准教授）、「いじめ問題の動向 2013」（講師：東京女学館大学 山田知代専任講師）の計 3 種類である。昨今、大阪市立桜宮高校体罰自殺事件や大津いじめ自殺事件等を契機に、社会的に大きな注目を集めることとなった体罰問題、いじめ問題を中心に展開することとした。これら 3 種類の講義の収録・公開を行い、教職員に対するインターネット、ICT を活用した研修機会の提供を行っている。

また、2012（平成 24）年度に開発・撮影した VOD 講義についても、引き続き公開し、対面式研修を実施する上での事前学習教材として活用した。2012（平成 24）年度より引き続き公開している VOD 講義は、「学校事故 2012 ー理論編」（講師：日本女子大学 坂田仰教授）、「学校事故 2012 ー裁判例編」（講師：日本女子大学 坂田仰教授）、「体罰と学校・教員の責任」（講師：筑波アカデミア法律事務所 山口卓男弁護士）、「教員として知っておきたい情報管理」（講師：弁護士法人リレーション 川義郎弁護士）、「いじめ問題の動向 2012」（講師：淑徳大学 黒川雅子准教授）、「教員の非違行為と懲戒処分」（講師：東京女学館大学 山田知代専任講師）の計 6 種類である。

(2)対象, 人数, 期間, 会場, 講師

対象：教職員

人数：登録者 276 名

期間：2013（平成 25）年 9 月 1 日 ～ 2014（平成 26）年 3 月 31 日

会場：インターネットを通じて公開 <http://scp.jwu.ac.jp/>

講師：坂田仰（日本女子大学・教授）

黒川雅子（淑徳大学・准教授）

山田知代（東京女学館大学・専任講師）

川義郎（弁護士法人リレーション・弁護士）

山口卓男（筑波アカデミア法律事務所・弁護士）

(3)研修項目の配置の考え方

2013（平成 25）年度は、3 種類の講義を収録・公開した。教員が、多忙を極めている点を考慮し、積極的に VOD 講座を視聴しようとする時間を検討した結果、1 講座 15 ～ 20 分程度の長さで設定している。また、教育判例の解説については、サイトのトップページでも分かるようにレイアウトに工夫をした。

講義、教育判例解説共に、受講者が自由な時間に反復学習することが可能になっている。2013（平成 25）年度に収録・公開した VOD 講義の研修内容等は、以下に示す通りである。

(4)各研修項目の内容, 実施形態（講義・演習・協議等）, 時間数, 使用教材, 進め方

研修項目	時間数	目的	内容, 形態, 使用教材, 進め方等
1.体罰問題 2013 <新規>	15 分	体罰を巡る最新の動向をフォローし、近年、体罰を巡って指摘されている問題点を勘案した危機管理の在り方を考える。	<内容> 1.法を巡る「建前」と「本音」、2.体罰と懲戒処分①、3.体罰と懲戒処分②、4.校種・事案内容別裁判数、5.体罰多発 3 地帯 3 + 1、6.体罰ガイドライン、7.野球部監督暴行・強要事件、8.外部指導者の位置づけ、9.ダウン症生徒体罰国賠訴訟 <形態> VOD 講義 <使用教材> 動画、講義資料（レジュメをダウンロードして使用） <進め方> 従来、体罰を事由とする懲戒処分は、飲酒運転等に比べて軽い処分に止まってきた状況や、体罰の発生が多く見られる場面等を指摘し、体罰問題に関する最新の動向について理解を深める。

2.学校安全とコンプライアンス ＜新規＞	15分	学校安全を巡る学校、保護者、裁判所の感覚の差異を明らかにし、コンプライアンスの視点を重視した学校安全の在り方を考える。	<p>＜内容＞ 1.大阪教育大学附属池田小学校事件, 2.安全保持義務(安全配慮義務), 3.学校管理下の範囲, 4.増水側溝転落死事故, 5.学校安全をめぐる議論, 6.学校保健安全法制定以降の留意点, 7.学校安全をめぐる感覚の差異</p> <p>＜形態＞ VOD 講義</p> <p>＜使用教材＞ 動画, 講義資料(レジュメをダウンロードして使用)</p> <p>＜進め方＞ 大阪教育大学附属池田小学校事件を契機とする「学校安全」に対する関心の高まりや, 安全保持義務(安全配慮義務), 学校管理下の範囲について説明をした上で, 学校保健法が学校保健安全法へと改正されたことを踏まえ, 学校保健安全法改正以降の学校安全に関する留意点を学ぶ。</p>
3.いじめ問題の動向 2013 ＜新規＞	15分	いじめへの対応に関する文部科学省の方針や, いじめ防止対策推進法等, いじめ問題を巡る最新の動向を理解する。	<p>＜内容＞ 1.警察への相談・通報, 警察との連携Ⅰ, 2.警察への相談・通報, 警察との連携Ⅱ, 3.いじめの定義, 4.いじめの峻別, 5.裁判例から見る「学校の対応義務」, 6.裁判例から見る「教員の注意義務」, 7.いじめ防止対策推進法</p> <p>＜形態＞ VOD 講義</p> <p>＜使用教材＞ 動画, 講義資料(レジュメをダウンロードして使用)</p> <p>＜進め方＞ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる「いじめ」については, ためらうことなく早期に警察に相談し, 警察と連携した対応を取ることを求める文部科学省の通知等を解説すると共に, 裁判例の分析から学校に求められるいじめ対応を明らかにしていく。</p>
4.学校事故 2012 理論編 ＜継続＞	15分	学校事故に関わり学校側に求められる安全保持義務の	<p>＜内容＞ 1.安全保持義務, 2.学校管理下, 3.学校事故と三つの責任, 4.民事責任…国家賠償法 1 条のポイント, 5.杉並区立小</p>

		定義,および学校, 教員に問われる法的責任について理解する。	学校天窓転落事故Ⅰ, 6 杉並区立小学校天窓転落事故Ⅱ, 7.杉並区立小学校天窓転落事故Ⅲ <形態> VOD 講義 <使用教材>動画, 講義資料(レジュメをダウンロードして使用) <進め方>学校は, 児童・生徒が自己の管理下にある間, その安全を確保する義務を負うことを概説した上で, 学校の管理下の範囲について解説し, 学校事故に関わり学校, 教員に問われる三つの責任について基礎的理解を深める。
5.学校事故 2012 裁判例編 <継続>	15 分	理論編を受け継ぎ, 学校事故裁判の分析を通じて, リスクマネジメントを考える。	<内容> 1.部活動落雷事故訴訟, 2.始業前自習時間事故国賠訴訟, 3.市立中学校柔道部事故国賠訴訟, 4.水泳訓練飛び込み事故国賠訴訟, 5.刑事責任…部活動熱中症死亡事故 <形態> DVD・VOD 講義 <使用教材>動画, 講義資料(レジュメをダウンロードして使用) <進め方>学校事故に関わる裁判例の全体的な傾向を確認した上で, 学校事故に関わり, 学校の安全配慮義務を検討する上で重要といえる裁判例を取り上げ, それらの分析を通じて, リスクマネジメントのヒントを得る。
6.体罰と学校・教員の責任 <継続>	15 分	体罰に起因する裁判例の分析, 文部科学省通知を通じて, 学校側の法的責任を中心に理解する。	<内容> 1.体罰とは?, 2.東京高裁昭和 56 年 4 月 1 日判決(水戸五中事件)の示した基準, 3.文部科学省通知, 4.最高裁の判断(平成 21 年 4 月 28 日判決), 5.裁判所の判断例, 6.体罰に関する法的責任, 7.懲戒・体罰と責任の構造, 8.留意点 <形態> VOD 講義 <使用教材>動画, 講義資料(レジュメをダウンロードして使用) <進め方>体罰に起因する裁判例, 文部

			科学省の通知の分析を通じて、学校側が有しておくべき体罰に該当するか否かの判断基準について概説する。また、体罰と認定された場合に、教員が問われる法的責任について解説を行う。その上で、体罰をめぐる教員が留意すべき点について明らかにしていく。
7.教員として知っておきたい情報管理 ＜継続＞	15分	学校で扱う情報の種類の多さを理解するとともに、その管理の在り方について法的観点から理解する。	<p>＜内容＞ 1.情報とはどういうものかー管理の必要性, 2.情報とはどういうものかー送信・持ち運びの容易性, 3.情報とはどういうものかー学校は膨大な情報のかたまり, 4.教育活動における情報の必要性, 5.情報の「保護」と「公開」ー保護の必要性, 6.情報の「保護」と「公開」ー公開の必要性, 7.情報の「保護」と「公開」ー個人情報の管理, 8.情報の「保護」と「公開」ー業務の効率化の工夫</p> <p>＜形態＞ VOD 講義</p> <p>＜使用教材＞ 動画, 講義資料 (レジュメをダウンロードして使用)</p> <p>＜進め方＞ 情報が有する特徴について概説した上で, 教育活動において扱う情報の種類の多さを概説する。また, 情報の「保護」と「公開」という両側面から, 基礎的理解を図り, 情報を適確に管理することの意味について押さえる。</p>
8.いじめ問題の動向 2012 ＜継続＞	20分	文部科学省による調査上のいじめの定義, いじめの類型化に関して理解をはかるとともに, いじめ裁判の分析を通じて, リスクマネジメントを考える。	<p>＜内容＞ 1.文部科学省によるいじめの定義, 2.いじめの発生件数の推移, 3.文部科学省によるいじめの定義, 4.いじめの発生件数の推移, 5.文部科学省によるいじめの定義, 6.いじめの認知(発生)件数の推移, 7.調査件数の変化, 8.いじめ問題に関する責任の所在, 9.文部科学省の方針(通知等), 10.いじめの3類型</p> <p>＜形態＞ VOD 講義</p> <p>＜使用教材＞ 動画, 講義資料 (レジュメ</p>

			をダウンロードして使用) <進め方>文部科学省によるいじめの実態調査に使用されるいじめの定義の推移を概観する。また、調査件数の変化についても解説する。いじめの動向を理解した上で、いじめ問題に起因する裁判例を取り上げ、それらの分析を通じて、リスクマネジメントのヒントを得る。
9.教員の非違行為と懲戒処分 <継続>	25分	懲戒処分者数の現状把握、および懲戒処分に関する法令の基礎的理解を図る。	<内容> 1.懲戒処分とは、2.懲戒事由、3.法令違反の具体例、4.懲戒処分者数、5.懲戒処分の事由別割合（平成22年度）、6.懲戒処分の状況、7.懲戒処分基準の作成状況、8.市立小学校教員わいせつ事件 <形態> VOD 講義 <使用教材> 動画、講義資料（レジュメをダウンロードして使用） <進め方> 懲戒処分に関する法令を概説した上で、法令違反に問われる具体的事例を検討する。また、懲戒処分の動向を、懲戒処分者数、懲戒処分基準の作成状況の側面から明らかにする。さらに、わいせつ行為を行った教員に対する裁判例を分析し、教員の非違行為についての基礎的理解を図る。

1.体罰問題 2013

1-①研修の背景やねらい

2013（平成25）年は、大阪市立桜宮高校の体罰自殺事件を契機として、文部科学省から体罰に関する新しい通知が発出されたり、体罰の実態を把握するための緊急調査が実施されるなど、体罰問題の深刻さが改めて浮き彫りとなった年であった。そこで、本講義では、これらの体罰に関する最新動向を扱い、体罰を巡って指摘されている問題点を勘案した危機管理の在り方を考えることをねらいとした。

1-②VOD制作における留意点

昨今、体罰の温床として特に問題視されている、部活動を取り上げることとした。外部

指導者の位置付けを明確にすると共に、課題を提示し、実際に学校現場における危機管理に活かすことのできる内容とするよう留意した。

2.学校安全とコンプライアンス

2-①研修の背景やねらい

大阪教育大学附属池田小学校事件をきっかけに、学校の安全神話が問い直されることとなり、近年では、学校保健法が学校保健安全法に改正されるなど、学校“安全”に高い関心が寄せられている。そこで本講義では、学校安全を巡る学校、保護者、裁判所の感覚の差異を明らかにしつつ、コンプライアンスの視点を重視した学校安全の在り方を考える。

2-② VOD 制作における留意点

学校安全に関する基礎的知識を得るため、教員が有する安全保持義務（安全配慮義務）や、独立行政法人日本スポーツ振興センター施行令が示す「学校の管理下の範囲」について、丁寧に押さえるよう留意した。

3.いじめ問題の動向 2013

3-①研修の背景やねらい

大津いじめ自殺事件を契機として、2013（平成 25）年 6 月、いじめ防止対策推進法が制定された。このように、近年、いじめへの対応を巡って大きく施策が動いている。こうした背景を踏まえ、いじめ問題の最新動向をフォローアップすることをねらいとした。

3-② VOD 制作における留意点

本講義は、「いじめ問題の動向 2012」を視聴した後での視聴を勧めるようにし、時間配分の関係で、いじめ問題に関する基礎的知識の習得よりも、最新動向のフォローアップに重点を置いた。

(5)実施上の留意事項

受講生一人ひとりの VOD 講義の受講進捗状況を、研修主催側が設定したシステムを活用し、フォローするように努めた。受講者に対し、サイトを利用して受講期限をアナウンスしたりするなど、次の講義へと受講を進めていくことが出来るように配慮した。また、VOD 講義等に対する質疑応答をメールにて受け付け、受講者と研修主催側との双方向のコミュニケーションを生み出すことが出来るようにした。

(6)研修の評価方法、評価結果

DVD・VOD 講義の受講者に対して、アンケート調査を実施した。評価の観点は、①コ

コンテンツ全体の印象，②講義内容，③映像，④講義時間の4点とした。アンケート調査の集計結果は，以下の通りである。

①コンテンツ全体の印象

良かった	58.2%
まあ良かった	33.3%
普通	8.0%
あまり良くない	0%
良くない	0.4%

②講義内容はいかがでしたか。

理解しやすかった	77.0%
まあ理解しやすかった	21.0%
少し理解しにくかった	2.1%
理解しにくかった	0%

③映像はいかがでしたか。

良好	75.6%
まあ良好	22.7%
あまり良くない	1.0%
良くない	0.7%

④講義時間はいかがでしたか。

短い	5.5%
ちょうど良い	85.2%
長い	9.3%

アンケート結果が示す通り，①～④のどの観点においても，受講者に概ね好評であったといえる。まず，コンテンツ全体の印象については，全体の58.2%が「良かった」と回答しており，「まあ良かった」(33.3%)と合わせると，9割を超えている。講義内容については，「理解しやすかった」が全体の77.0%となっており，「まあ理解しやすかった」(21.0%)と合わせると，98.0%の受講者が理解しやすかった・まあ理解しやすかったと感じた結果となっている。この点は，プログラム開発の趣旨から注目すべき点といえよう。また，映像については，「良好」が全体の75.6%であり，「まあ良好」(22.7%)と合わせると98.3%と高い評価を得る結果となっている。この他，講義時間については，「ちょうど良い」が全体の85.2%である。「長い」が全体の9.3%，「短い」が全体の5.5%となっており，8割

を超える受講生が、講義時間を「ちょうど良い」と感じている結果となった。多忙を極める教員が自学自習に充てられる時間について、十分に検討した上で DVD・VOD 講義を制作した点が、この結果に結びついていると考えられる。

(7)研修実施上の課題

撮影期間を調整し、なるべく早期に VOD 講義をインターネット上で公開するよう努めた。また、VOD 講義の受講にあたっては、関連する VOD 講義の視聴を義務付けるようにし、限られた時間の中で、基礎編と応用編のいずれの講義も見ることができるよう工夫を図った。

(8)VOD 講義での使用教材例

体罰問題 2013



法を巡る「建前」と「本音」

体罰禁止規定：学校教育法11条但書

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

- ❖ 「建前」：法による“体罰”の絶対禁止
- ❖ 「本音」：部活動・生活指導に“体罰”は有効
 - 成功体験
 - ・ 気合いが入り、勝つことができた。
 - ・ 非行から立ち直った。

体罰と懲戒処分①

平成23年度 公立学校教職員の人事行政状況調査

■ 体罰関係

- 当事者責任として懲戒処分：126人(前年度比5人減)
 - 停職：20人、減給：52人、戒告：54人
- 訓告等を含めた懲戒処分等：404人
 - 訓告等：278人

➡ 氷山の一角？

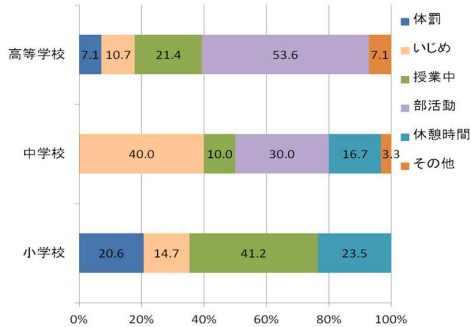
- 愛知県教委・・・5年間懲戒処分発動せず
36件(07～11年度)

体罰と懲戒処分②

- 飲酒運転による懲戒処分・・・非常に重い
 - 標準：懲戒免職 or 停職6ヶ月
- 体罰・・・児童、生徒の生命を危うくする
 - 児童、生徒の身体、生命の安全は、
飲酒運転による事故の危険性より軽いのか！

課題・・・体罰に関する懲戒処分量定の見直し

校種・事案内容別裁判数



体罰多発地帯3+1

3

- ・ 体育の授業中
- ・ 生徒指導の際
- ・ 体育会系部活動の時間

→ 三者の共通項は？

+1

- ・ 特別支援教育

体罰ガイドライン

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について
平成25年3月13日付け24文科初第1269号

- ・ 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- ・ その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

野球部監督暴行・強要事件

岡山地方裁判所倉敷支部判決 平成19年 3月23日

事件の概要

- 加害者…別の学校で甲子園出場経験のある監督
 - 被害者…高等学校野球部員複数名
- 投げ飛ばした上、顔面、腹部等を数回踏み付け、さらに立たせてその顔面を手拳で数回殴打する、全裸ランニングを指示する等の行為が、暴行罪等に当たるとされて起訴される。

裁判所の判断

有罪・暴行、強要罪（懲役1年6月、執行猶予3年）

- ・ 体罰該当性は、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、場所及び時間、懲戒の態様等の諸事情を総合的に考慮すべき。
- ・ 被告の行為は、生徒指導の目的をもってしても、体罰に該当し、生徒には不当に罰せられた感覚を植え付ける行為である。

外部指導者の位置づけ

- 体罰事案…外部指導者関連の事案が少なくない
- 外部指導者…部活動の充実を目指し、専門的な技術指導を行う目的で特別に雇用・委嘱された人材の総称

➢ ex. 監督、コーチ、ボランティア etc.

➡ 法的位置づけ…不明確

- 課題…指揮・命令系統の明確化

ダウン症生徒体罰国賠訴訟

神戸地方裁判所判決 平成17年11月11日

事件の概要

- 加害者…担任教員
 - 被害者…養護学校（当時）在籍の14歳のダウン症生徒
- 体育大会練習中、いやがる様子に立腹し、怒鳴りながら、拳で顔面を複数回、胸部を複数回、強い力で殴りつけた

裁判所の判断

一部認容

- ・ 腹立ちまぎれに原告を殴りつけていること、精神発達が2、3歳の幼児程度にとどまるダウン症児であることからすれば、暴行は何らの教育的意図もなく行われ、何らの教育的効果も期待できない。
- ・ 暴行は、教育現場で起こりがちな、いわゆる「体罰」とは異なり、単なる暴力行為というほかに違法性の強い行為である。

参考文献

裁判例の紹介

坂田仰・山口亨編著
『教育紛争判例詳解－問われるスクール・コンプライアンス』
学事出版、2011

ケーススタディ

坂田仰・河内祥子
『改訂版 ケーススタディ教育法規』
教育開発研究所、2012

坂田仰・黒川雅子
『事例で学ぶ“学校の法律問題”』
教育開発研究所、2013

2. リーガルマインド養成研修（長野県総合教育センター）の展開

(1) 研修の背景やねらい

本研修は、教員歴 10 ～ 20 年程度の中堅教員を対象として、ミドルリーダーが若手教員を育成するために必要なコンプライアンス意識、リーガルマインドを向上させることを目的としたものである。

研修の実施にあたっては、学校現場の実情に即し、日々の教育実践、学校管理に活用可能な研修となるよう留意した。大学教員、弁護士が研修講座を担当し、裁判例等を教材としつつ、ケース・スタディ、ワークショップ的技法を積極的に用いて、受講生の知識の定着と理解の深化を図るよう試みた。

(2) 対象、人数、日程、会場、講師

対象：長野県下の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員、教育委員会指導主事
人数：2 日間の延べ人数 74 人

【内訳】1 日目：39 人（小学校 6 人，中学校 12 人，高等学校 13 人，特別支援学校 1 人，教育委員会 7 人）

2 日目：35 人（小学校 5 人，中学校 12 人，高等学校 11 人，特別支援学校 0 人，教育委員会 7 人）

日程：2013（平成 25）年 12 月 3 日（火）・4 日（水） ※計 2 日間

会場：長野県総合教育センター

講師：坂田 仰（日本女子大学・教授）

川 義郎（弁護士法人リレーション・弁護士）

黒川雅子（淑徳大学・准教授）

山田知代（東京女学館大学・専任講師）

演習補助講師：中野敬子（天野今井法律事務所・弁護士）

藤井智子（新和総合法律事務所・弁護士）

(3) 研修項目の配置の考え方

①研修項目：教育活動における体罰の防止

日程：2013 年 12 月 3 日（火）＜1 日目＞

実施形態：講義（VOD 講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：体罰に関する最新の通知やデータを押さえた上で、演習課題の検討を通じて、体罰を巡り、学校、教員に必要な法的対応の在り方、リーガルマインドを身に付けることを目的とする。

講師：坂田 仰（日本女子大学・教授）

演習補助講師：中野敬子（天野今井法律事務所・弁護士）
藤井智子（新和総合法律事務所・弁護士）

②研修項目：学校安全とコンプライアンス

日程：2013年12月3日（火）＜1日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：学校安全に必要な基礎的知識を押さえた上で、演習課題の検討を通じて、校外学習中に発生した事故と安全管理に対する理解を深めることを目的とする。

講師：黒川雅子（淑徳大学・准教授）

演習補助講師：中野敬子（天野今井法律事務所・弁護士）
藤井智子（新和総合法律事務所・弁護士）

③研修項目：教員として知っておきたい情報管理

日程：2013年12月3日（火）＜1日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：情報管理に関する論点を整理した上で、演習課題の検討を通じて、個人情報の流出等に関わるリスクマネジメント能力を身に付けることを目的とする。

講師：川 義郎（弁護士法人リレーション・弁護士）

演習補助講師：中野敬子（天野今井法律事務所・弁護士）
藤井智子（新和総合法律事務所・弁護士）

④研修項目：学校事故

日程：2013年12月4日（水）＜2日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：法化現象の著しい学校事故の動向を把握し、演習課題の検討を通じて、部活動中の事故と学校の責任について理解を深め、学校事故に対応するためのリーガルマインドを養成すること目的とする。

講師：黒川雅子（淑徳大学・准教授）

演習補助講師：中野敬子（天野今井法律事務所・弁護士）
藤井智子（新和総合法律事務所・弁護士）

⑤研修項目：いじめ問題の動向

日程：2013年12月4日（水）＜2日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：警察との連携が必要ないじめのケースや、いじめの定義、いじめ防止対策推進法に関する理解を深め、いじめ事案に対しリーガルマインドをもって対応できるよう目指す。

講師：山田知代（東京女学館大学・専任講師）

演習補助講師：中野敬子（天野今井法律事務所・弁護士）

藤井智子（新和総合法律事務所・弁護士）

⑥研修項目：学校における法令遵守

日程：2014年12月4日（水）＜2日目＞

実施形態：講義（VOD講義の復習）＋演習（ワークショップ）

目的：学校・教員像の変化や、「開かれた学校づくり」「学校の説明責任（アカウンタビリティ）」の登場を背景に、学校における法令遵守が強く求められるようになった状況を踏まえ、コンプライアンス意識をもって教育実践に携わることの重要性を理解する。

講師：坂田 仰（日本女子大学・教授）

演習補助講師：中野敬子（天野今井法律事務所・弁護士）

藤井智子（新和総合法律事務所・弁護士）

(4) 各研修項目の内容、実施形態（講義・演習・協議等）、時間数、使用教材、進め方

①研修項目：教育活動における体罰の防止

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義 の復習	30分	VOD 講義で学んだ「体罰」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への架け橋とする。	＜内容＞①問題状況，②体罰に関する認識の“甘さ”，③「体罰」多発地帯3+1 ＜形態＞講義 ＜使用教材＞講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布） ＜進め方＞受講者の理解度を確認しつつ，演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では，触れることのできなかつた論点や，収録後の最新の動向についても，補足的に講義を行う。
演習（ワークショップ）「部活動指導と体罰」	40分	体罰に関する法的責任の考え方について，ディスカッションを行う中で考えを整理し深める。	＜内容＞高等学校の部活動指導における体罰事案を素材として，ワークショップを実施する。まず，講師が作成した演習課題の説明を行い，検討課題（①学校教育法が禁止する体罰とはどのような行為を指すと考えるべきか，②演習課題の中

			<p>の指導は、体罰に該当すると考えられるか。考えられるとした場合、それはどの時点からか、③自らが当事者（外部指導者、顧問教員、管理職）であった場合を想定し、演習課題で取り上げた事件全体を通じて最善と考えられる対応は何か、④この事案に関して、高等学校の学校経営上の課題は何か）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p><形態>演習（ワークショップ）</p> <p><使用教材>講師が作成した演習課題集</p> <p><進め方>あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け、グループごとに着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、検討課題とそのポイントを提示した後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを書き、これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し、意見の分類作業等を通じて、議論を深めていく。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスを行ったり、受講者との意見交換を行う。</p>
まとめ	20分	<p>体罰に関するリスクマネジメントの在り方について、全体で意見を共有し、ふり返しを行う。</p>	<p><内容>講師の進行により、各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまとめを行い、全体での共有と学びの定着を図る。</p> <p><形態>演習</p> <p><進め方>講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演</p>

		習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に互いのグループの議論や考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。
--	--	--

②研修項目：学校安全とコンプライアンス

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義 の復習	30分	VOD 講義で学んだ「学校安全」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への架け橋とする。	<p><内容>①学校安全の3領域、②学校安全の活動、③学校における安全管理、④児童・生徒の行動の安全管理：事故発生の防止義務（安全配慮義務）</p> <p><形態>講義</p> <p><使用教材>講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p><進め方>受講者の理解度を確認しつつ、演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では、触れることのできなかつた論点や、収録後の最新の動向についても、補足的に講義を行う。</p>
演習（ワークショップ）「校外学習中に発生した事故と安全管理」	40分	校外学習中に発生した事故と安全管理についてディスカッションを行い、考えを深める。	<p><内容>小学校の校外学習中に発生した事故の事案を素材として、ワークショップを実施する。まず、講師が作成した演習課題の説明を行い、検討課題（①学校計得上の課題はあるか（本件事故の発生を防止することは可能であったか）、②学校側の法的責任の有無をどのように考えるか）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p><形態>演習（ワークショップ）</p> <p><使用教材>講師が作成した演習課題集</p> <p><進め方>あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け、グループごとに</p>

			<p>着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、検討課題とそのポイントを提示した後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを書き、これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し、意見の分類作業等を通じて、議論を深めていく。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスを行ったり、受講者との意見交換を行う。</p>
まとめ	20分	<p>学校における安全管理の在り方について、全体で意見を共有し、ふり返りを行う。</p>	<p><内容>講師の進行により、各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまとめを行い、全体での共有と学びの定着を図る。</p> <p><形態>演習</p> <p><進め方>講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に違いのグループの議論や考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。</p>

③研修項目：教員として知っておきたい情報管理

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義の復習	30分	<p>VOD 講義で学んだ「情報管理」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への架け橋とする。</p>	<p><内容>①情報とはどういうものか、②教育活動における情報の必要性、③情報の「保護」と「公開」、④個人情報の管理の具体例、⑤個人情報の公開の具体例、⑥新しい課題</p> <p><形態>講義</p>

			<p><使用教材>講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p><進め方>受講者の理解度を確認しつつ、演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では、触れることのできなかつた論点や、収録後の最新の動向についても、補足的に講義を行う。</p>
<p>演習（ワークショップ）「情報の管理について」 「掲示板への書き込みについて」</p>	30分	<p>情報の管理・開示に関する法的責任の考え方について、ディスカッションを行う中で考えを整理し深める。</p>	<p><内容>情報の管理・開示に関する事案を素材として、ワークショップを実施する。まず、講師が作成した演習課題の説明を行い、検討課題（①校長の許可があればしてよい行為かどうか、②許可があればよいと思うグループは許可の条件はどのようなものか、③許されないと思うグループは許されない理由、等）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p><形態>演習（ワークショップ）</p> <p><使用教材>講師が作成した演習課題集</p> <p><進め方>あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け、グループごとに着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。会場の周囲には、模造紙を貼ったボードを並べておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、各グループに対し、意見によって模造紙に貼る付箋の色を指示する（例：〇〇が正しいと思うグループは黄色、〇〇が正しいと思うグループは赤い付箋を模造紙に貼る）。各グループは、ファシリテーター主導の下で検討を行い、模造紙に付箋を貼りに行く。すると、模造紙に貼られた付箋の色によって、各グループの考え方</p>

			の共通点・相違点が一目で分かるようになる。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスをしたり、受講者との意見交換を行う。
まとめ	30分	演習課題における情報管理・情報開示の注意点と、リスクマネジメントの在り方について、全体で意見を共有し、ふり返しを行う。	<p><内容>講師の進行により、会場の模造紙に貼られた付箋の色を見ることによって、各グループの考え方の違いや共通点を把握する。講師が各グループに質問し、その結論に至った理由等を全体で共有し、意見交換を図る。最後に講師がまとめを行い、学びの定着を図る。</p> <p><形態>演習</p> <p><進め方>講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に互いのグループの考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。</p>

④研修項目：学校事故

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義 の復習	30分	VOD 講義で学んだ「学校事故」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への架け橋とする。	<p><内容>①学校保健安全法制定以降の留意点、②学校事故判例から読み取れること、③部顧問教諭による練習内容の確認は必須</p> <p><形態>講義</p> <p><使用教材>講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p><進め方>受講者の理解度を確認しつつ、演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では、触れることのできなかつた論点や、収録後</p>

			の最新の動向についても、補足的に講義を行う。
演習（ワークショップ）「部活動中の事故と学校の責任」	40分	部活動練習中の事故と学校の責任についてディスカッションを行い、考えを深める。	<p><内容>高等学校における部活動練習中の事故に関する事案を素材として、ワークショップを実施する。まず、講師が作成した演習課題の説明を行い、検討課題（①顧問教諭の対応に問題点があるか。問題点があるとすれば、どのような点か、②学校の法的責任の有無についてどのように考えるか）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p><形態>演習（ワークショップ）</p> <p><使用教材>講師が作成した演習課題集</p> <p><進め方>あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け、グループごとに着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、検討課題とそのポイントを提示した後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを書き、これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し、意見の分類作業等を通じて、議論を深めていく。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスを行ったり、受講者との意見交換を行う。</p>
まとめ	20分	部活動練習中の事故に関するリスクマネジメントの在り方について、全体で意見を共有し、	<p><内容>講師の進行により、各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまとめを行い、全体での共有と学びの定着を図る。</p> <p><形態>演習</p>

		ふり返りを行う。	<p><進め方>講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に違いのグループの議論や考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。</p>
--	--	----------	---

⑤研修項目：いじめ問題の動向

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義の復習	30分	VOD 講義で学んだ「いじめ問題の動向2012」「いじめ問題の動向2013」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への架け橋とする。	<p><内容>①警察への相談・通報、警察との連携、②いじめの定義、③いじめの峻別、④いじめ防止対策推進法</p> <p><形態>講義</p> <p><使用教材>講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p><進め方>受講者の理解度を確認しつつ、演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では、触れることのできなかった論点や、収録後の最新の動向についても、補足的に講義を行う。</p>
演習（ワークショップ）「部活動におけるいじめ」	40分	いじめ事案と教員の責任についてディスカッションを行い、考えを深める。	<p><内容>部活動におけるいじめの事案を素材として、ワークショップを実施した。まず、講師が作成した演習課題の説明を行い、検討課題（①顧問教員の対応の是非、②演習課題における中学校の学校経営上の課題、③学校側の法的責任の有無、④いじめ防止対策推進法に照らし、学校側に求められる対応）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p><形態>演習（ワークショップ）</p> <p><使用教材>講師が作成した演習課題集</p> <p><進め方>あらかじめ受講者を4～5人</p>

			<p>程度のグループに分け、グループごとに着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、検討課題とそのポイントを提示した後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを書き、これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し、意見の分類作業等を通じて、議論を深めていく。各グループが検討を進めている間、講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し、法的な考え方についてのアドバイスをしたり、受講者との意見交換を行う。</p>
まとめ	20分	<p>いじめ問題に対応する教員のリーガルマインドの向上について、全体で意見を共有し、ふり返りを行う。</p>	<p><内容>講師の進行により、各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまとめを行い、全体での共有と学びの定着を図る。</p> <p><形態>演習</p> <p><進め方>講師は、各グループの意見を取り入れつつ、裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い、全体のまとめを行う。最後に、各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り、休憩時間中に違いのグループの議論や考え方を確認できるようにし、振り返りの機会とする。</p>

⑥研修項目：学校における法令遵守

研修項目	時間数	目的	内容、形態、使用教材、進め方等
VOD 講義の復習	30分	VOD 講義で学んだ「学校における法令遵守」に関する基礎的知識の復習を行い、演習への	<内容>①学校・教員像の変化、②教育と法に対する教員のイメージ、③「開かれた学校づくり」と「学校の説明責任（アカウンタビリティ）」、④2つのスクール・コンプライアンス

		架け橋とする。	<p><形態>講義</p> <p><使用教材>講義レジュメ集（全員に1冊ずつ配布）</p> <p><進め方>受講者の理解度を確認しつつ、演習課題に取り組むにあたっての前提知識を復習する。VOD 講義では、触れることのできなかつた論点や、収録後の最新の動向についても、補足的に講義を行う。</p>
演習（ワークショップ）「学校図書館管理の在り方」	40分	学校図書館の蔵書管理等の在り方についてディスカッションを行い、考えを深める。	<p><内容>学校図書館の管理に関する事案を素材として、ワークショップを実施する。まず、講師が作成した演習課題の説明を行い、検討課題（①演習課題における高等学校の新規書籍購入手続きの在り方、蔵書管理の在り方についての問題点は何か、② ①の問題はどのような理由で発生したと考えられるか、各自の勤務した学校における会計支出の経験を前提として検討する、③自らが設題の司書教諭の立場であったと仮定し、①・②に基づき、蔵書管理等、学校図書館の管理システムについて、改善方法を検討する）とそのポイントを提示する。これに沿って各グループで事例の検討を行う。</p> <p><形態>演習（ワークショップ）</p> <p><使用教材>講師が作成した演習課題集</p> <p><進め方>あらかじめ受講者を4～5人程度のグループに分け、グループごとに着席する。各テーブルには、ファシリテーター役の指導主事を一人ずつ配置しておく。まず、講師が全体に対して演習課題の説明を行い、検討課題とそのポイントを提示した後、各グループごとにファシリテーターのリードに従って検討を開始する。受講者は、付箋に各々の考えを</p>

			書き，これを模造紙に貼ってグループ間で意見を共有し，意見の分類作業等を通じて，議論を深めていく。各グループが検討を進めている間，講師（講座担当外の講師を含む）は各グループを巡回し，法的な考え方についてのアドバイスを行ったり，受講者との意見交換を行う。
まとめ	20分	学校における法令遵守について，全体で意見を共有し，ふり返りを行う。	<p><内容>講師の進行により，各グループが検討結果を発表し合う。最後に講師がまとめを行い，全体での共有と学びの定着を図る。</p> <p><形態>演習</p> <p><進め方>講師は，各グループの意見を取り入れつつ，裁判例にも触れながら演習課題の解説を行い，全体のまとめを行う。最後に，各グループが作成した模造紙を会場のボードに貼り，休憩時間中に違いのグループの議論や考え方を確認できるようにし，振り返りの機会とする。</p>

(5) 実施上の留意事項

受講者が，演習課題を自分自身や自分の学校に置き換えて，主体的に考えることのできるワークショップを計画した。各グループには，一人ずつ，ファシリテーター役の指導主事を配置し，進め方や議論が手探りになりがちな最初の段階では，ファシリテーターのリードによって，各受講者の意見を引き出したり発言機会を増やすなどの工夫を行った。また，講師が各テーブルを巡回し，リーガルマインドを身につけ，向上させる上でのアドバイスを行った。意見交換の場面では，受講者の積極的な発言の様子が見られた。受講者は，徐々にワークショップの進め方についてコツをつかんでいき，各テーブルで議論が盛り上がっている様子を確認できた。受講者の話し合いの進み具合・盛り上がりに応じて，演習時間を長めに変更するなど，臨機応変に対応を行った。

(6) 研修の評価方法，評価結果

受講者の意見，感想を長野県総合教育センターの担当者が集約し，講師と意見交換を行った。受講者の意見，感想は概ね好評であり（詳細は37頁以降を参照），研修終了後には，個別に，講師に熱心に質問をする受講者が見られるなど，リーガルマインドに対する関心

の高さをうかがうことができた。

なお、演習の補助講師を務めた中野弁護士、藤井弁護士の評価は以下の通りである。

< 1. 研修を終えて >

中野敬子（天野今井法律事務所・弁護士）

今回の研修を通して、実務の現場では、やはり法律的問題が余り意識されにくいことを感じました。グループワークの際に各テーブルを回ったところ、どのテーブルも法律問題の議論にはなかなかかなりにくかった印象があります。

また、誰に責任があるかという点が議論の中心になっていた部分が多くありました。特に、他の機関に責任があるという結論になりそうであれば、それならいいか、と議論が終わってしまいそうな点が気になりました。

他には、裁判ではどのような結論だったかの「答え」を求められることが多かったです。法律問題としては、過去に起こった問題事案のどこに責任があったかという点や、この点は法律的に裁判等で評価されるか否か等の結論は示すことができます。しかし、将来的な改善点として、どうすればよいのかという問題の回避策、改善策は、出席されていた先生方の反応を見ても、法律の結論としては納得がいくとしても、実際に実行するのは難しいと感じてしまわれる問題もあるように思いました。

先生方からは、勉強になった、とても良かったというご意見をいただき、実務に戻られた後にも法律問題を意識していただく契機になったかと思います。今回の研修に携わることができ、実務と法律問題との乖離等の課題を感じることができ、私としても大変良い経験を積ませていただきました。

< 2. 研修を終えて >

藤井智子（新和総合法律事務所・弁護士）

（1）グループ演習の取組みの様子

教職員とはいえ初対面のグループでの議論に慣れるのには多少時間がかかったようである。演習を繰り返していくうち、緊張もほぐれ、それぞれの実務経験に基づく有意義な議論が行われていた。

題材については実際の教育現場で起こった事故等を取り上げているため、受講者にとっても自身の学校でも起こり得るものとして危機感をもって取り組んでいた。中には、裁判で学校側の賠償責任が認められた場合に教員にも支払義務が生じるのかといった質問も受けたが、自分の身に置き換えて考えているからこそその自然な疑問であると感じた。

（2）教育現場への効果と限界

今回の研修により、教育現場での問題意識は具体的なものとなったと考えられる。実際に講義・演習を体験した受講者が学校へその経験を持ち帰って広めていくことで、さらなる問題意識の拡散が期待できる。

他方、問題意識の向上に見合った具体的な予防的取組みのためには、費用面の壁も大きいし、教員の過労問題も軽視できない。無駄・無理のない制度作りや財源確保が求められる。

(7) 研修実施上の課題

事前に VOD 講義を視聴することが、研修に参加する上での条件であったが、受講者の中には、事前に VOD 講義を視聴せずに研修を受講する者がいた。事前に VOD を視聴しているのとしていないのとでは、復習にかかる時間や理解度が異なると考えられることから、多くの受講者に事前に VOD 講義を視聴してもらう方法について、課題が残った。



(写真：ワークショップの様子)



(写真：講義の様子)



(写真：壁に貼った成果物)



(写真：ワークショップでの検討の成果)

ミドルリーダー(中堅教員)対象



「リーガルマインド養成研修」のご案内

長野県総合教育センター・日本女子大学坂田研究室 共催
(平成25年度 独立行政法人教員研修センター委嘱事業)

本研修は、保護者・地域住民と信頼関係を維持する上で不可欠な危機管理能力に内容を絞り、ミドルリーダーが若手教員を育成するために必要となるコンプライアンス意識、リーガルマインドを向上させることを目的としています。

大学教員等が講座を担当し、「いじめ」、「体罰」、「学校事故」など複数のテーマを扱い、裁判例等を教材としつつ、ケーススタディ、ワークショップ的技法を用いて、日々の教育活動に必要な危機管理能力の育成に役立つ実践的な研修を行う予定です。是非、ご参加ください。

●日 時● 平成 25 年 12 月 3 日(火)・12 月 4 日(水)

両日ともに 午前) 9:30 ~ 12:00 午後) 13:00 ~ 16:30

※どちらか1日のみでも参加可能です。

●場 所● 長野県総合教育センター

●対 象● 教員歴 10 ~ 20 年の中堅教員

●講座内容・講師●

【12月3日】の講義内容

午前:体罰問題

午後Ⅰ:学校安全

午後Ⅱ:個人情報管理の在り方

【12月4日】の講義内容

午前:学校事故

午後Ⅰ:いじめ

午後Ⅱ:不祥事防止に向けて

★講師

坂田 仰(日本女子大学教授)

黒川 雅子(淑徳大学准教授)

川 義郎(弁護士)

山田 知代(東京女学館大学専任講師)

●受講料●無料(各校からの出張扱いとし、旅費は各校で支出をお願いします。)

●申込方法●長野県総合教育センターのホームページから申込み様式をダウンロードし、郵送または FAX でお申し込みください。

●申込期間●平成 25 年 9 月 2 日(月)~11 月 15 日(金)

本研修を受講するには、研修当日までに事前学習用サイト(<https://scp.jwu.ac.jp/>)にアクセスし、VOD 講義(1講義 20 分程度)を視聴する必要があります。初めて視聴する際には、サイトトップページ「新規お申し込み」をクリックして必要事項を入力ください。
サイト管理者から ID とパスワードを発行し、ご連絡いたします。
※事前学習用サイト閲覧用の ID・パスワード発行申込期限は 11 月 22 日(金)までとさせていただきます。

●問合せ・申込み先●

〒 399-0711

長野県塩尻市片丘6342-4

長野県総合教育センター

企画調査部

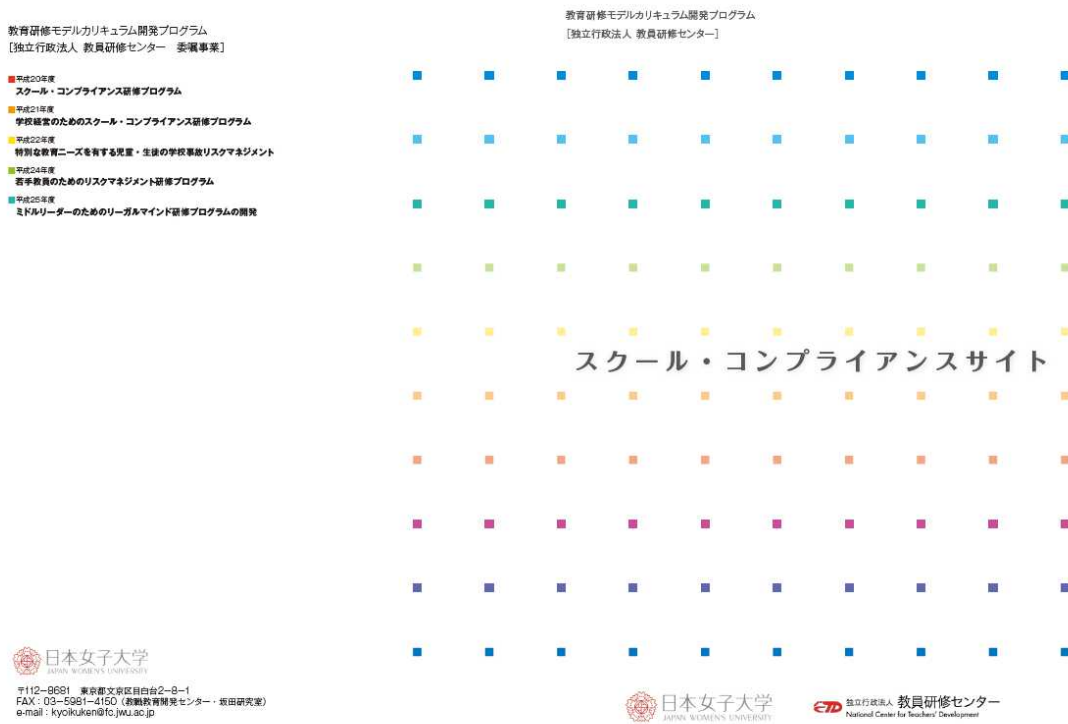
(部長)小松 寅雄

(担当)三ツ井邦仁

TEL : 0263-53-8802

FAX : 0263-51-1290

＜教員研修モデルカリキュラム開発プログラム 啓発用パンフレットの紹介＞ 表紙・裏表紙



内容

プログラム開発にあたって



坂田 伸
日本女子大学教員
プロジェクトリーダー

法規に基づく学校運営、教育実践

従来、コンプライアンス（法令遵守）の意識で
ある。学校現場もまた例外ではない。不祥事が発
生するたびに、スクール・コンプライアンス研修
の必要が叫ばれている。
教員はコンプライアンスに気づきやすくなる
が、同時に、現場で実践し続けることが難しい。
現場がその実践を促す学校環境が、学校の
文化や教員との関係、専ら「権威と責任」と
いう視点から捉えようとする保護者、地域住民の
意識である。学校を「パートナー」に加え、教育実践の
場として捉えようとする。そして、自分の教育観
と一致しない場合には、効果的な実践を導く。
そんなコンスタント・パートナー（保護者）。コンスタ
ント・パートナー（注）が関わっているかを見える。
人間関係（信頼）が関係性こそが学校教育を
変えていると捉えようとする。そして、教育
実践を「正しい」プログラムを通して考えよう
とする試みは、現場が深く、声援はばかりか奪って
いく。学校を個人の「嗜好」をベースとした「商品」
購入の場と見なしてしまっている。「学校生活を営む

上で必要な準備を準備する」ためには、子どもの権利
や自由を制限することも必要不可欠ではない。
だがその一方で、文部科学省の調査によると、
平成23年度中に指導責任として懲戒処分を受け
た公立学校の教員数は890人。指導等及び懲
戒処分を受けた教員は全体の約1/10に上っている。
中には、いじめや行方不明や登校拒否、自殺
に関与した行為を行った。懲戒処分を受けた教員も
存在している。教員の世界にも、コンスタ
ント・ティーチャー（教員）が少なからず存在して
いることがわかる。
スクール・コンプライアンスの確立を求める声
は、今後とも強くなる見込みである。だが、
不祥事が起きてからその場を取り繕うためのコン
プライアンス研修、いわゆる「罰」的コンプライ
アンスだけでは意味が薄い。「高橋陽平主義」的
実践を促すための、法規に基づいた学校運営、教育
実践がこれまでに以上に求められることを自覚するた
めの研修、「季節的コンプライアンス」が、考
察案に示されている。

講師紹介



黒川 雅子
津田学園大学
国文学部教授
校長特別顧問

多くの教員は「教育法規」の存
在に危機感を持っていない。中
には「教育法規」を教育実践を拘束
するものとネガティブに受け止めて
いる者も存在し、その数は決して少
なくはないと見えます。しかし、「教
育法規」は、およそ全ての教育活動
の根拠に存在し、教員の教育活動の
「後盾」として機能しています。
担当した「学校安全とコンプライ
アンス」では、学校が有する「安全保
護義務」について、学校運営下の規
程や判断等を参考にしつつ整理して
います。また、学校保護安全法にも
触れ、学校に求められる知恵の在り
方を探ります。本プログラムの履
修者全員にコンプライアンス、みなさん
のスクール・コンプライアンスの
感覚を高める一助になれば幸いです。



山田 知代
東京女子大学
専任講師

教員の非遵行行為は、マスメディア
などでも度々取り上げられ、社会か
ら非難の対象となっています。こう
した不祥事は、教育関係者から見れば、
一部の教員による偶発的な出来事だ
とも考えられます。しかし、場合
によっては、多くの教員がそれまで
知らずして犯さされた「児童・生徒
虐待、体罰、地域住民の教育に対す
る「後盾」を一瞬のうちに消滅するこ
とにもつながりかねません。
本プロジェクトでは、「いじめ被害
者への対応（013）」という講師を担当
しています。ここ数年、いじめに関
する被害が大きくなってきています。
この被害は、いじめの根拠となる
規範の動向を介して起きている。多
文化共生の研修をサポートするシ
ュールとして、是非ご活用いただ
ければと思います。

モデルカリキュラム開発の基本コンセプト

公立学校では、スクールリーダー、ミドルリーダーとして学校経営を支えてきた層の世代が退職
期を迎えている。それに伴い、新採用者、講師等、学校組織における若手教員の割合が増えること
が増しつつある。この状況が、教員の資質能力の向上、保護者・地域住民の期待に応える学校づくり
という面で学校現場に大きな危機を生みさせている。
本プロジェクトは、採用後10～20年程度のミドルリーダー（中堅教員）を想定し、保護者・地域
住民と信頼関係を構築する上で不可欠な危機管理能力に内容を絞り、新たな研修システムを開発し、構
築することを目的としている。

スクール・コンプライアンスサイトの特徴

スクール・コンプライアンスサイト <http://scp.jwu.ac.jp>



トップページ

受講お申し込み

映像コンテンツの提供

具体的説明映像を用い、ダウンロードの節約を重視し
たプログラム開発を志し、教材の映像化に積極的に取り組
んでいる。現在、公開されている映像コンテンツは以下
の通りである。

- 映像コンテンツの内容
 - 学校事故2012防犯編
 - 学校安全とコンプライアンス
 - いじめ被害の動向2012
 - いじめ被害の動向2013
 - 体罰と学校・教員の責任
 - 体罰防犯2013
 - 教員として知っておきたい情報管理
 - 教員の非遵行行為と懲戒処分

教育裁判に関する情報を提供

学校を教育者とするトラブル・紛争は、近年増加の一途を
たどっている。この約半数は、司法の場へと持ち込まれる場
面も決して少なくない。日々の教育実践に当たる教員には、
こうしたトラブル・紛争に適切に対応していくための法的
知識を身に付け、リスクマネジメント能力を養っていくこ
とが求められている。
スクール・コンプライアンスサイトでは、「教育裁判デ
ータベース」を構築し、リスクマネジメント能力を高める
上で有用な判例の提供を継続している。



（任意）の掲載内容

1. 事件の概要 2. 判決要旨 3. キーワード検索

Ⅲ 連携による研修についての考察

1. 連携を推進・維持するための要点

大学と教育委員会との連携を推進・維持するための要点としては、第一に、研修の基本理念の共有である。この点において、長野県教育委員会は、コンプライアンス意識をもった教員が教育実践、学校運営に当たることの重要性を認識していた。本研修開発プログラムの特長は、予防的コンプライアンスを主眼とし、その基礎となるリーガルマインドを養成するという点に存在している。研修開発プログラムの趣旨と研修プログラム実施の目的に賛同が得られ、研修の基本理念を共有できるか否かが、まずは重要となる。

第二に、教育委員会の担当者自らが、研修プログラムに参加することである。研修プログラムが基本理念に沿って趣旨通りに進行できているか、受講者がどのように研修プログラムを受け止めているか等について、教育委員会側が理解するためには、コーディネートの役割に終始するのではなく、自ら参加してもらうことが最も効果的である。この点に関して、今回のリーガルマインド養成研修においては、ワークショップを実施する際に、教育委員会の指導主事が各班に一人ずつファシリテーターとして入り、班の議論をリードする役割を担ってもらうこととした。実際に教育委員会担当者が研修を経験することにより、本研究期間終了後にも、今回の研修プログラム開発を活かして、教育委員会や学校現場において、継続的にリーガルマインド養成が行われていくという効果が期待される。

このように、本研修プログラムが充実したものとなったことについては、長野県総合教育センターの指導主事等の参加・協力を全面的に受けることが出来た点にあると言えよう。

2. 連携により得られる利点

学校法人日本女子大学と長野県教育委員会が連携して開発を行った本研修プログラムは、長野県総合教育センターが実施する教員研修の一つとして位置づけられた。学校および教員が抱える教育課題に対する妥当な対応例を示し、問題の解決に資することに有効なものとなったといえる。リーガルマインド養成研修の受講者アンケートの結果が、これを如実に示している。以下、アンケートの結果を示すこととする。

「研修講座「教育活動における体罰の防止」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問については、満足が全体の 83.8%、おおむね満足が 13.5%と合わせて 97.3%に達している。「研修講座「学校安全とコンプライアンス」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問に対しては、満足が全体の 81.1%、おおむね満足が 18.9%で、合わせて 100%となっている。「研修講座「教員として知っておきたい情報管理」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問についても、満足が全体の 81.1%、おおむね満足が 18.9%で、合わせて 100%に達している。全ての受講者が、満足と感じていた点は、注目に値すると言えよう。

このほか、「研修講座「学校事故」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問に対しては、満足が全体の80.6%、おおむね満足が19.4%で合わせて100%であった。「研修講座「いじめ問題の動向」について、講義・演習はいかがでしたか」という設問については、満足が全体の64.5%、おおむね満足が29.0%で合わせて93.5%、「研修講座「学校における法令遵守」についての講義・演習はいかがでしたか」という設問に対しては、満足が全体の71.0%、おおむね満足が19.4%で合わせて90.4%となっている。2日目の研修内容についても、受講者の満足度は非常に高いものとなっている。

また、自由記述には以下のような意見が寄せられている。

・「関心を持っているつもりであっても、やはり年々様々な事例が生じたり、法律が変わったりしているので、年1回、ブラッシュアップすることは大切であると感じた。このような機会を設けていただき、最前線、最新の情報が得られることは大変ありがたいと思う。続けていただければ嬉しいと思っています！」

・「様々な校種、立場の先生方の意見が聞けて、大変参考になりました。」

・「グループワークショップ形式でしたが、一人一人で考えているより発見が多く、これが、学校で必要なことなのだと、つくづく思いました。」

・「校内研修等で、スクールリーガルマインドを共有していかないと…。痛感しています。」

・「スクールコンプライアンス等について専門的に研究・実践されている方々のお話を聞き学び合う研修は、教員としての幅広い資質を育てる上でとても大切だと感じます。今後もぜひ回を重ね多くの先生方に参加いただきたいと感じます。ありがとうございました。」

・「来年度以降もこのような研修を続けてもらいたい。」

・「心の動いた研修になりました。ありがとうございました。」

・「こういうことを学ぶことが、生徒達を守ること、さらなる成長を支援していくことにつながるのだと思った。教師としての自分の身を守ることでもあった。」

・「予習→講義→事例演習→演習のまとめというスタイルがよい。内容が明瞭簡潔。事例が想像力をふくらませ考えやすい」

・「このような内容をこれまで全く意識せず、16年も教員をやっていたこと、その中で、特に大きな事件がたまたま起こらなかっただけなのだ…と感じました。学べて本当によかったです。」

3.今後の課題

リーガルマインド養成研修については、演習に多くの時間をかけることを目的としたため、VOD講座の視聴を研修の事前学習に位置づけて臨んだ。昨年度、VOD講義の視聴をせずに対面式研修を受講した受講者が見られたという反省点を踏まえ、今年度は、VOD講義の公開時期を昨年度より1か月早め、スクール・コンプライアンスサイトの登録方法やVOD講義の受講方法についても、丁寧な説明資料を作成し、連携先教育委員会を通じ

て受講者に配布するという試みを行った。その成果として、昨年度より VOD 講義の視聴率が上がり、スムーズに対面式研修に移行することができた。

また、受講者の中からは、VOD を見たことで議論の方向が決まるという側面があること、1 日目は VOD なしで、その後 VOD を見て二日目に臨むのも良い議論を生むのではないか、という意見があがった。ワークショップの議論の前提知識を得るという意味で、対面式研修の前には VOD 講義の視聴を義務付けていたが、指摘されたような取組においても研修の効果を上げることができるかどうか、今後の課題として検討したいと考えている。

また、今後は、開発した研修プログラムをより多くの地域に普及させていくことを課題としたい。成果物である映像コンテンツを積極的に活用し、今後も継続的に広くアピールしていけるよう努めていきたいと考えている。

IV その他

[キーワード]

リーガルマインド

スクール・コンプライアンス

体罰

学校安全

いじめ

中堅教員

ICT

VOD 講義

ワークショップ

参加型

[人数規模]

D. 51名以上

[研修回数]

C. 4～10回

(インターネットを通じた研修プログラムを取り入れているため、受講者によりアクセス数に差が存在すると考えられるが、VOD 講義の本数・時間数等を勘案し、概ね受講者一人あたり4～10回程度と予測するのが相当である。)

【問い合わせ先】

学校法人 日本女子大学

プロジェクトリーダー 坂田 仰

〒112-8681

東京都文京区目白台2-8-1

Email : kyoikuen@fc.jwu.ac.jp